



予防接種を受けましょう!!

予防接種とは、ワクチンを接種して感染症が流行するのを防いだり、病気にかからないように、またかかっても重症にならないようにするためのものです。麻しん（はしか）・風しんの予防接種を次のとおり対象となる人に通知しています。期限を過ぎると実費（有料）での接種となりますので、早めに予防接種を受けましょう。

- **1期対象者** 1歳から2歳未満。

期限は2歳の誕生日前日

- **2期対象者** 平成21年4月

2日から平成22年4月1日までに生まれた人。期限は平成28年3月31日



母子健康手帳の交付

妊娠がわかったら、早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。妊娠中の生活や制度などについて保健師が説明します。

- **とき** 毎週水曜日の午前10時から11時30分まで。必ず妊婦本人がお越しください

- **ところ** 総合福祉センター保健棟

- **必要なもの** 妊娠届出書（ある人のみ）



施設健診（個別健診）のご案内

特定健診は医療機関でも受診できます。生活習慣病予防のためにも年に1度は必ず健診を受けましょう。特定健診は鞍手町国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の人が対象です。

- **ところ** かかりつけの医療機関
- **申込方法** 「特定健診受診券」を送付しますので、役場保険健康課健康増進係までお申し込みください

乳幼児健診・相談

8月の乳幼児健診は次のとおりです。該当者には事前に通知をしています。ご確認ください。

- **とき** 健診の内容によって異なりますので詳細は通知（案内）書をご確認ください
- **ところ** 総合福祉センター保健棟
- **内容** 身体測定・問診・小児科医診察・育児相談・栄養相談など

区分	期日	対象児
4か月健診	8月11日(火)	平成27年 3月15日から 平成27年 4月20日生まれ
7か月健診	8月20日(木)	平成26年 12月26日から 平成27年 1月22日生まれ
12か月健診		平成26年 8月 1日から 平成26年 8月31日生まれ
1歳半健診	8月 6日(木)	平成26年 1月 3日から 平成26年 2月 6日生まれ
3歳児健診		平成24年 7月 3日から 平成24年 8月 6日生まれ
乳幼児相談	8月26日(水)	平成27年 5月24日から 平成27年 6月27日生まれ

※乳幼児相談は、身体測定・育児相談・栄養相談を行います。申し込みは不要です。お気軽にお越しください。

鞍手町認知症サポーターになろう!!

認知症サポーターとは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者です。町では、次のとおり「安心して徘徊できるまちづくり」を目指して、次世代を担う小中学生を対象とした認知症についての勉強会を開催します。勉強会の後には、食生活改善推進会の皆さんが作る、バランスの良い昼食を食べることもできますので、ぜひご参加ください。

- **とき** 8月26日（水）午前10時30分から午後0時30分まで（昼食時間含む）

- **ところ** 総合福祉センター

- **対象** 小学4年生から中学生まで。親子での参加も大歓迎です

- **申し込み** 総合福祉センターまで



年金の

そこが知りたい

役場国保年金係 ☎ 42局2111番

国民年金からのお知らせです



Support

COMMENT

— ご存知ですか? —

国民年金保険料免除・納付猶予制度

国民年金第1号の被保険者は、毎月の保険料を納める必要があります。もしも収入の減少や失業等によって保険料を納めることが困難になった場合、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障害、死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」、「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、被保険者本人が申請することで保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料が全額または一部免除されます。なお、一部免除の場合は減額された保険料を納めなければ「未納」期間扱いになります。

②若年者納付猶予制度

30歳未満の人で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に保険料の納付が猶予されます。

◆制度の対象となる所得の基準

前年所得が以下の計算式で計算した金額の範囲内であること。

区分	計算式
全額免除・納付猶予	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
3/4免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
1/4免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等

◆申請方法

平成27年度の免除・納付猶予の申請は、7月1日から受付を開始しており、平成27年7月分から平成28年6月分までの期間を対象として審査が行われます。

年金手帳、印かんをお持ちのうえ、役場保険健康課国保年金係または直方年金事務所（☎22局0891番）など最寄りの年金事務所で申請してください。

※失業特例により、前年度までに失業した人の所得額を失業後の期間は0として審査することができます。特例に該当する場合は、「離職票」または「雇用保険受給資格者証」などの写しが必要です。

「年金情報流出」を口実とした犯罪にご注意ください!!

日本年金機構や年金事務所などの職員をかたり、口座番号を聞き出そうとするものや、「流出した個人情報を削除する」と持ちかけてくるものが現れています。日本年金機構から年金情報流出について電話やメールで連絡することはありません。また、お金やキャッシュカードを要求したり、ATMでの操作をお願いすることはありません。不審な電話や訪問があったときや年金情報流出についてのお問い合わせは、日本年金機構専用電話☎(0120)818局211番までお願いします。